

行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成19年1月30日（火）10:00～12:00
- 2 場 所：1002会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者

（メンバー）

| | | |
|-----|-----|-----|
| 座 長 | 塩 野 | 宏 |
| | 大 森 | 政 輔 |
| | 大 森 | 彌 |
| | 加賀美 | 幸 子 |
| | 加 藤 | 陸 美 |
| | 堀 田 | 力 |

（敬称略）

（総務省）

| | | |
|----------|-----|-----|
| 行政評価局長 | 熊 谷 | 敏 |
| 大臣官房審議官 | 新 井 | 英 男 |
| 行政相談課長 | 三 宅 | 俊 光 |
| 行政相談業務室長 | 小 川 | 正 博 |

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

- 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

（2）既付議事案の審議

- 建築計画概要書等の閲覧制限の見直し

（3）既付議事案のあっせん案の審議

- 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

5 議事

(塩野座長)

ただいまから第71回行政苦情救済推進会議を開催致します。議題は、新規付議事案1件、既付議事案2件、その他となっております。まず、新規事案である「介護福祉士国家試験の受験機会の拡大」について、事務局から説明願います。

(1) 新規付議事案の審議

○ 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は身体障害者更正援護施設に勤務しており、介護福祉士国家試験の受験を希望している。勤務先には、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験の受験を希望する職員が多数いる。

しかし、これら介護福祉士等の試験は年1回、同じ日にしか行われていないことから、受験のために一度に多くの職員が職場を離れることになるが、施設における出勤者を確保する都合から、私は、何年間も受験できず、困っている。介護福祉士国家試験を複数回実施してほしい。

(塩野座長)

試験問題を作成することが大変であるということだが、どういう方々が作るのですか。

(室長)

学識経験者、施設などの専門家、現場の方々などあり、全体で80人が携わっています。

(塩野座長)

同じ人が問題を考えるということであれば負担が現行より増えることになるが、他にそのような専門家がないということが問題なのですか。

(室長)

そういうことではないようです。試験問題作成過程をみると半年ぐらいかかっており、打ち合わせ等作成について時間がかかるということです。

(塩野座長)

国家試験問題の作成が大変としているが、どの程度の負担なのか、また、それを改善する方法はあるかどうかというところをもう少し検討する必要はありますが、厚生労働省側は試験問題のことだけがネックということのようです。他にも問題はあるかと思いますが、ご議論いただきたいと思います。

(大森彌委員)

私は、社会福祉士及び介護福祉士法の制定に携わりましたが、ヘルパーさんの世界は、

昔は家庭内奉仕であり、東京都の場合は異例に家政婦協会が提供していました。

この領域では、法律を作ることは働いている方々の悲願でした。現在、ヘルパーさんに関しての等級が1級、2級、3級とありますが、ヘルパーの仕事をきちんとした専門職として成り立たせていきたいと考えています。介護給付金の単価の変更を開始しており、2級については廃止、3級については相当程度の研修を受けていますが、できれば将来は全部介護福祉士試験に統合し、その代わりに処遇もきちんと整えていくべきではないかと考えているところです。

現在、現場で働いている人が介護福祉士の資格をとらないと将来大変になるということで、試験受験希望者が急増していますが、見極めが大事かと思えます。現在、受験者は多いものの、実際は、都市部ではヘルパーさんの単価が低いいため働き手も少ないなど、相当地域差があります。相談があった地方の方でも、実際は受験者が急増していないという可能性もあるかもしれない。

受験者数に地域差があること、また、この制度が整うまでの短期間に限り受験者が急増しているという話なのか、今後とも恒常的に試験回数を増やし便宜を図っていく必要があるのかについて、ニーズとの関係で若干違うのではないかと感じているので、この点の確認が必要と思えます。

個人的には、関係資格を介護福祉士に統合していくべきだと思っていますので、介護福祉士試験の受験者を増やすことについては賛成しています。試験は年1回以上すればよいのですから、2回、3回してもよいと思えます。

(塩野座長)

将来的に受験者数はどれぐらい増加するのか、または短期的に増加はおさまるのかについて調べて下さい。

(室長)

厚生労働省による要介護認定者数の過去5年間の推移及び要介護認定者数の10年先の将来推計値からみましても、まさに少子高齢化が進展すると見られ、介護職員のニーズは、今後非常に高くなると考えられるところですが、調べてみます。

(大森彌委員)

試験の回数は最終的にどこが決めるのですか。社会福祉振興・試験センターは試験の実施機関で、意志決定権はないということなのですか。

(室長)

試験回数を決定するのは厚生労働省ですが、具体的には厚生労働省の文書で規定されたものはないようです。実際はセンターの規定等で定められていると思えます。しかし指示をしているのは厚生労働省であると思えます。

(堀田委員)

介護福祉士の資格取得については、今後、国家試験に統一することが決まっており、順次経過措置をとりながらやっているところです。現在、受験者は増えていますが、介

介護福祉士養成施設に集まる学生数は減ってきています。就職氷河期の頃は養成施設の学生は増えていたのですが、2、3年前から一般企業の採用が増えてきているため、養成施設の学生数は減ってきています。

ヘルパーの収入源となる介護報酬は限定されており、報酬は実に安い。また、昇級がないため同じように働いても報酬が増えないということから、一挙に希望者が減ってきています。しかし、介護ニーズは増えてきている状況なので、いずれ外国人に依存することは目に見えています。厚生労働省はもっと人を増やすための努力、サービスをしなければいけないところです。

試験問題を作るのが難しいということは当たり前のことです。介護福祉士というのは本来、実技と心の職務であり、テキストブックに入っているような知識などはなくてもやれる。しかし、試験問題からはどんどん基本的なところが消えており、枝葉末節な内容の問題が多くなっているように思います。

基本的な精神と知識を身につけることが大事なことから、過去の問題でも良い問題を繰り返し出すことが大事なのではないのでしょうか。社会保障審議会の答申はまだまとまっていませんが、基本的なところを集中して身につけるような学習態度を導く制度にあらためるべきだと審議会で強力に主張しまして、審議会の答申の中にも反映されるだろうと思われれます。試験を2回、3回と実施することはよいことだと思います。

(加賀美委員)

介護ニーズは増えてきており、私自身も身内の介護で、多くのヘルパーさん、介護福祉士さんに会いましたが、その心、内容、技術は、アルファベットで言うと、AからZぐらいまで内容が違います。

今、先生のお話からしますと、希望者が減ってきているとのことですが、実際に介護に従事しようとする方は増えてきているのですか。

(堀田委員)

養成施設とか福祉系学校の学生達が減ってきておりますが、介護従事者は、年齢の高い層、特に専業主婦層がカバーしてきています。

(加賀美委員)

町を歩いていても施設などが増えてきている状況を見ると、介護従事者も増えているような気がしていますが、養成施設の学生数が減ってきているということは、初めて知りました。

介護というのは心の問題であり、また、国家試験問題を作成するのが大変であっても、当たり前のことはやらなければならない。介護福祉士は他の試験と違うのだから、この面の層を厚くしなければいけない。試験回数は増やした方がよいと思いますが、しかし増やしたことで試験内容が甘くなるのではなく、内容も厳しくするということがよいと思います。

(加藤委員)

試験回数の問題もさることながら、開催箇所数の方が現実的な問題ではないでしょうか

か。現実問題として、地方自治体は財政的にも逼迫していることから、丸抱えで委託ということなら積極的に協力するでしょうが、ある程度開催地の負担ということもあるのではないのでしょうか。今年から開催箇所を12か所から19か所に増やしたことから、ずいぶん増やしたとは言え、全国的に見るとまだ半分であり、開催地の問題がまず第一点ではないのでしょうか。

次に、試験問題については基本が大事ですから、基本的なところに関しては試験問題を定型化してもよいのではないのでしょうか。基礎的事項では点数がとれるような問題があってもよいのではないのでしょうか。

また、将来展望をどう見極めるかについては調べていただきたいと思います。応急対策的に試験回数を増やすのかどうかによって大きく変わってくると思います。また、財源との関係では、安易に受験料を増やすということは避けなければならないことですが、これだけの受験者数があるならいろんな工夫をすることはできると思います。短期間に増えるということで応急対策的に経費計算をすることもできますし、また、積立金もそのために使うということもあり得ます。

(塩野座長)

試験の実施に当たっての自治体の対応はどうなっていますか。

(室長)

現在19都県が実施していますが、実施にあたって自治体は負担をしていません。自治体に直接聞いたわけではありませんが、日曜日の試験日には県の福祉関係職員に試験官をしてもらっているということですが、その場合は謝金を払っている程度ようです。

(塩野座長)

実際に1～2県ぐらいでいいので、自治体に直接意見を聞いておいてください。また、将来展望についても調べておいてください。

(大森政輔委員)

介護の問題は、専門家でなくても誰でも体験する問題です。個人的にも身内の介護を体験したのですが、介護制度は非常にありがたい制度であると考えています。

そこでまず、相談申出者の相談の趣旨をどう理解するかなのですが、試験を年2回以上というのは、年2回実施してどちらか1回を受験できるという選択の保障でもいいわけですね。しかし、1年に何回でも受けられるという機会保障というのは、試験のあり方として考えると適切かどうかについては検討すべきところです。

試験問題作成に関しては、堀田委員のおっしゃるとおり過去問を使うことも良いのではないのでしょうか。アメリカの医師国家試験は昔からそうであり、歴史の古い試験ほど良い問題が蓄積しているので、その中から無作為抽出で何10問か選んでいる。日本の運転免許試験もそれに近い。介護福祉士試験も20年の歴史があり、良い問題が蓄積しているだろうから、そういう方向に踏み切ってもよいのではないかと思います。介護の問題は、心であって頭ではないということになると、より踏み切りやすいのではないのでしょうか。

しかしながら、受験料の問題は、試験回数を増やして1回あたりの受験人数が減ると必然的に増額すると思います。手数料はだいたい政令で決まっており、政令改正を定期的に行っています。審査をして詳細な要素の累積加算によって増額が決まります。非常に細かい費用の積み重ねなのですが、その中で大きな要素を占めるのが受験者数のようです。このことから、受験料を上げずに試験回数を増やすというのはほぼ不可能なので、そのことを考慮してなお試験回数を増やすかどうかということ判断しなければならないと思います。

また、資料によりますと、社会福祉施設側のすべてが試験回数を増やすことに賛成をしているわけではないようですが、これをどう評価するのかということがあります。例えば東京都のある施設は試験回数を増やすことに反対しています。受験機会の保障ということで、毎回無条件で受験資格を与えたとすると、試験日における施設側の人手不足問題が依然として生じてくるので、制度設計上その辺も考慮する必要があります。決して反対するわけではありませんが、いろいろ検討するべき点があるということを考えなければならないということです。

(加藤委員)

まさにそのとおりで、どちらを選択するかについて全く自由にすると受験に何人来るか予想できない。現在でも並みの数でない受験者数なので試験会場の選定は大変な問題のようです。また、自由選択にするかどうかの関係で、片方に偏ればどうなるかということも考えなければならない。

(室長)

現在、試験を1月に実施しているのには理由があり、高等学校等の学生の受験資格である「卒業見込み」が分かるのが1月であることから1月に実施しているということです。7割以上を占めている実務経験の方たちには、時期を限定する必要はありません。この相談の趣旨からすると、少なくとも1人が必ずどちらかの試験を受けられるようにしてほしいということです。

他の試験を見てみますと、例えば美容師試験は年2回実施していますが、1回目に実技で不合格でも筆記試験が受かっていると、次回は筆記試験が免除されることになっています。このような試験もありますが、介護福祉士試験について、これについても言及するか否かは判断できかねるところです。

(大森彌委員)

社会福祉士や精神衛生士の試験もほぼ同時期にしているのですか。仮に、この介護福祉士試験の回数を増やしたときに、社会福祉士や精神衛生士の方も2回にしてほしいという話になるかどうかについても意見を聞いていただきたい。

(室長)

調査した8施設では、介護福祉士、社会福祉士がおり、精神衛生士は1施設に1人なのでほとんど受験者はいないようです。介護福祉士と社会福祉士では断然介護福祉士の受験者数が多いようです。社会福祉士の受験者数は2人から3人ぐらいです。

社会福祉士と精神衛生士の試験問題は一部共通問題があるので同日にした方が良い面もあると思いますが、介護福祉士試験は全く別の試験問題です。介護福祉士試験と他の2試験とをどのように離すことが適切かということはあるかと思います。

(堀田委員)

試験を実施する側の都合を考えることも必要ですが、現場でサービスを受ける人がどんどん増えてきており、まだまだサービスが行き届いていないわけだから、いかに介護福祉士になろうとしてくれる人を大切にするかということが基本です。

(塩野座長)

皆様の意見に賛成です。国の施策として、介護福祉士という制度を設け一定の水準を保って、今度この制度を全部切り替えるということで進めているわけです。単に受験機会を増やすことが受験者にとって便利だろうということだけでなく、受験機会を増やすことで、多くの人に試験を受けてもらうことにより、より質の高い介護になるという発想でなければ難しいのではないかと思います。

また、これからの問題を考えると、ヨーロッパでも同様な傾向があるようですが、介護従事者に占める外国籍の方の割合がどんどん多くなってくると思われまますので、ますます重要な試験制度ということになってきます。受験料だけで実施できるということでもできるのか、別の形で国費を投入することも必要になってくるかもしれないということも考えて進めていただきたい。

自治体と社会福祉施設の意見、特に反対をしている現場の意見についてはそれを聞いて、次回に用意していただきたい。大体の方向性はこのような方向でよいと思います。

(2) 既付議事案の審議

- 建築計画概要書等の閲覧制限の見直し

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は家を建築中であるが、市が建築確認申請の内容を公開しているため、建設関係紙にその内容が報道され、様々な勧誘が来るようになり迷惑しているので、公開をやめてほしい。

(塩野座長)

今回は情報公開条例との関係は、念頭の外に置いて、この建築基準法及び省令との関係で今後どう考えていくかということでご議論いただきたい。

質問的なことかもしれませんが、閲覧目的で制限した場合、違反をした時の対処について国交省はどのように考えるのか。

このような場合、入口（利用者）で制限しないで、利用目的で制限するという事は非常に難しいというのが情報公開法を作った時の考え方です。閲覧目的制限に違反した場合の罰則を作ったら別ですが、罰則を付けるかどうかまで考えるかという問題もあり

まして、閲覧目的を制限するとした場合、うまく機能するかどうかという問題もあります。

(室長)

法律の文言上、閲覧目的等について制限をかけていません。

(塩野座長)

閲覧を制限することが必要でないというご意見がある場合は別ですが、何らか制限する必要があるとした場合の対処の仕方としては、入口で制限するのが一番効果的だと思います。その辺の技術的な問題も含めて議論しないと、面倒な問題があるかと思います。

(室長)

国交省は、質疑応答集の中では、営利目的は本来の目的ではないので、拒否するのは当然ということは書いています。

(塩野座長)

営利目的を書いて申請する人はいないわけです。申請するときは良い目的を書き、実際は営利目的で使っているというところです。

問題は、制度の目的をどのように考えるかというところがポイントだと思います。

基本的には、まちづくりの発想と相隣関係の二つであろうと思います。相隣関係に絞ってしまうと申請者は相隣関係者に限られるでしょう。もう一つとして、概要書の内容に単体規制のほか集団規制の観点も入ってくることを考えますと、例えば隣の市のNPOが非常に熱心で、隣の違反建築を摘発するという活動を困るとするのか、大切と考えるかどうかということです。そこは、自分のまちづくりということだとすれば、一定の地域に限定することは可能だと思います。閲覧申請できるのは、相隣関係があるものと近隣住民、それに正当なNPO法人であり、その違反建築物に利害関係を有するというように限定することは可能だと思います。その問題とこの概要書にどのようなものを盛り込むかという問題の二つがあります。

(室長)

具体的には営利目的を制限するとしても、申請文書に書かれている文章だけで営利目的かどうかを判断するのは難しい。実際、行政庁でも申請書を受理する段階で聞き取りで目的を確認しているようです。

(塩野座長)

何よりも、法律として現行の内容は分かりにくいです。建築基準法の規定の仕方自体をもう少しきちんと考えてほしい。

(堀田委員)

積極的にこのような場合に限るといような限定の仕方と、このような場合は除外するといような除外する場合を規定するとい二つの方法が考えられます。

(室長)

課題となっている申請の対応について、閲覧書類から氏名を除去するかというようなことがあります。具体的にどのようにして氏名を出さないようにするか方法を特定するのは難しいかもしれないです。

(大森彌委員)

この苦情申立者の権利利益は法的に侵害されているのでしょうか。一般的には、家を新築する場合には家具等のニーズが生まれて、それこそが住宅政策の基本となっています。私の場合は、ダイレクトメールなどは自分で始末するのであまり迷惑には感じません。電話は頻繁にあると困ると思いますが、これも対応の仕方次第だと思います。

(塩野座長)

前回は議論になったのを記憶しています。

(室長)

それらは、権利利益や平穏な生活の侵害だということだと思います。また、そのような利用形態は、まちづくりや違反建築物を監視するという本来の目的からしても、逸脱していると言えます。国交省も、電話による勧誘は権利利益の不当な侵害の一つの形態と見て、「電話番号」を閲覧様式から削除しているので、そのように解釈してよいかと思っています。

(大森彌委員)

情報公開条例を作った時の趣旨は、権利を侵害しない限り行政機関が有している情報は使ってよいと考えていたのではないのでしょうか。

(塩野座長)

しかし、その濫用、弊害を防ぐため、個人情報に関しては、情報公開法では不開示情報が規定されました。条例では規定上、個人識別型とするか、プライバシー型にするか分かれたところがあります。この事例に関しては、プライバシー型とした場合、氏名、住所の開示が権利利益の侵害に当たるかどうかという問題になるわけです。

(大森彌委員)

電話番号は除いたとのことですが、電話番号は閲覧するときに削除するという意味ですか。

(課長)

閲覧対象である概要書の記載事項から除いているということです。

(塩野座長)

最近、電話番号は一般的に人には知らせない場合が多いようです。電話が頻繁にかか

ってくることは権利侵害にあたると思われます。問題は、氏名と住所です。

(室長)

国交省の意見は、建築主の氏名・住所は、まず一義的にこれを閲覧した近隣の方が建築主に話をするという趣旨もあるということです。私としては、それだけではなく特定行政庁への通報があるだろうと考えていますが。

(塩野座長)

相隣関係については、工事現場における確認済の表示に建築主も書いてあり、家を建てる場合は相隣関係に注意を払うべきであるので、氏名・住所を知らせることは問題ない。問題は、相隣関係でない業者やNPOが出てきた場合にどう対応するかという問題です。

(堀田委員)

氏名と住所が書かれていなかったら、閲覧者は建築主を特定できないわけですが、建築主を明らかにするという事は、相隣関係とまちづくりという両面からして、どのような意味があるのでしょうか。建物は特定されているので、建築主という要素が絡むとすれば、暴力団が来る場合なども考えられますが、よほど有名な暴力団員でないと分からない。建築主については、建物がまずいかどうかを判断するための要素ではなく、話をする時に名前が分からないと不便だということになるのではないですか。

(室長)

本来の法律の目的からして、建築主の氏名を提供して閲覧者と建築主とで話し合ってもらうことが、この制度の目的ではないと個人的には考えています。あくまで、閲覧者が特定行政庁に違反建築物を通報してくれることを想定しているのではないかと考えています。

(堀田委員)

建物を見て不審な点があるので、建築主と話したいということになった時、名前と住所を除いた場合の概要書では分からないとしても、役所には名前が書かれている建築計画書が提出されているので、役所に行って教えてもらうという方法もありうるのではないのでしょうか。正しい目的で使いたい人は、聞こうと思えば役所に行けば教えてもらうことができるというように、何らかの知恵が出せないものなのでしょうか。

(大森彌委員)

仮に善意に限定したとしても、地元で関係しているなどと称して申請する者はいるので、結果として情報は出ると思います。しかし、相隣関係、まちづくりに限定し、大量で閲覧対象を限定しないものは出せないという理屈は立つので、ある程度は限定できると思いますが、それでもやはり法の網を抜くものは出てくると思います。

(塩野座長)

限定をしておけば、情報が出た時は、どうしてそういうことになっているのかと新聞記者とやり取りができます。特にこの新聞は業界紙なので、その人が新聞社と戦おうと思えば戦うツールになると思います。不法行為になるかどうかまではいかないにしても、おかしいのではないかと言えらると思います。

最近のマンションでは相隣関係は直にやっている。特定行政庁は、背後に控えていて、行政指導をすることは少ない。法律の目的が、公私協同の考えとなっており、最近の行政学上から見ると良いことなのですが、仕掛けが古めかしいので、もう少し現代化できないかと思えますけど。

今のままだもこの制度の目的は結構なので、注意すべき点は注意するよという意見で行くのか、制度自体について考えて、いろいろ摩擦を起こさないよという意見の方向が良いか。

(大森彌委員)

この相談の申し出人は、建設関係紙の関係者に対して、建築計画概要書を閲覧したということで訴訟を起こせますか。

(塩野座長)

不法行為にあたるかという、難しいとは思いますが。しかし、特定行政庁は不法行為に当たらないから何も対応しなくて良いということではなく、その元を作っているのが行政の仕組みであり、迷惑しているとする建築主の主張に正当な利益があれば、そのようなことがないように見直すのが行政の役目です。

(大森彌委員)

国土交通省はすぐにこの閲覧規定の見直しをやることはできないのでしょうか。

(室長)

特定行政庁の対応がばらばらであり、国土交通省は、まず、それを特定行政庁の団体に点検させて改善策を提示させ、それを踏まえて自分達で対応を考えるというのが今の方向のようです。特定行政庁の調査を待っているという状態です。

(塩野座長)

我々の対応としては、国交省に対して、動いている最中にこのような点に注意して制度設計をするよというのか、ある程度結果が出たところで意見を言うのかについて考えなければいけないが、これについては行政評価局の方で判断していただきたい。

次回までに更に情報を収集していただき、特に営利目的を制限した場合、この営利目的を特定行政庁においてどうフォローするのよについても考えていただきたい。

(室長)

今後、論点を整理して、先生方に情報提供をしたいと考えています。本日の宿題についてもその機会にご提示したいと考えています。

(塩野座長)

国土交通省のスケジュールにもよりますが、国交省がスケジュールを立てて取り組んでいるときは待つことも必要です。しかし、なかなか動きそうになかったらこちらから動かざるを得ないということもあるので、新しい情報があれば適宜お知らせいただきたい。

(3) 既付議事案のあっせん案の審議

- 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

《室長から、事案及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 健康保険の被保険者である弟妹が重度障害を持つ兄弟を扶養している場合、健康保険の被扶養者の認定に当たって、弟妹の収入により生計を維持していれば、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。

(あっせん案の概要)

- 弟妹の場合と同様に兄弟の場合においても、あるいは重度心身障害者についてはそのこと自体をもって、同一世帯要件を不要とする方向で健康保険法の見直しを行うこと。

(塩野座長)

推進会議としては、本あっせん案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

結構です。

以上